

田 や 第 6 4 1 号
令和元年 9 月 18 日

各指定地域密着型サービス事業所 }
各介護予防・日常生活支援総合事業事業所 } 開設者 様

田辺市保健福祉部
やすらぎ対策課長
(公印省略)

令和元年 10 月介護報酬改定に伴う運営規程の変更等について(通知)

令和元年 10 月 1 日からの介護報酬改定に伴い、介護保険サービスの利用料等が変更されることから、各サービス事業所等において、運営規程等の変更を要することが想定されます。

各サービス事業所等におかれましては、下記事項に留意の上、適切な対応をお願いします。

記

1. 運営規程について

(1) 利用者負担額の記載が「利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額」又は「1割、2割又は3割」等、具体的な金額又は介護報酬単位数でない場合

・ 運営規程を変更する必要がありません。

(2) 利用者負担額の記載が具体的な金額又は介護報酬単位数である場合

・ 運営規程を 10 月 1 日付で変更する必要があります。

・ この件に関してのみの運営規程の変更であれば変更届出書の提出は不要とします。

・ 別途変更届出書を提出する際に、併せて届け出てください。

・ この場合の変更届出書には、この件に係る変更年月日と本来の変更に係る変更年月日の両方を記載してください。例えば、変更届出書注「変更の内容」の「(変更後)」欄に「介護報酬改定に伴う運営規程の変更年月日は令和元年 10 月 1 日」と記載するなど、適宜対応願います。

2. 重要事項説明書について

・ 利用者負担額の記載について、利用者の負担割合に応じた額を記載する等、各利用者の負担額が明確にわかるようにしてください。

・ 重要事項説明書は、内容の変更を行う場合、改めて説明を行い、同意を得ることが適切と考えられます。しかしながら、変更内容が令和元年 10 月介護報酬改定に係る事項のみの場合は、事業者の事務負担の軽減の観点から、次の方法も可能とします。

【対応の例】

利用者負担額の改正がわかる書面を配布する等を行った上で、利用者又はその家族へ説明し、理解を得る。その場合、利用者負担額の改正に同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないが、説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し残しておくこと。

担当：指導係
TEL：0739-33-7033
FAX：0739-25-3994